

## 山梨市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱

平成 19 年 4 月 25 日

告示第 58 号

(名称)

第 1 条 この委員会は、山梨市公の施設指定管理者選定委員会(以下、「委員会」という。)という。

(目的)

第 2 条 委員会は、山梨市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年山梨市条例第 239 号)第 3 条に規定する指定の申請者に対して、山梨市の公の施設の管理を行わせるにあたり、これを公平に選定し、適正な管理運営を確保するために申請内容等を審議することを目的とする。

(委員会の審議事項)

第 3 条 委員会は、山梨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 17 年山梨市規則第 138 号。以下「規則」という。)第 5 条に掲げる事項を審議する。

(委員会の組織及び委員、任期)

第 4 条 委員は、副市長、財政課長及び施設所管課の課長並びに団体代表者及び学識経験者の 10 人以内で組織し、委員長は副市長が行うものとし、任期については案件によりその都度定める。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、規則第 7 条に掲げる職務を行うものとする。

(委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、規則第 8 条に掲げるとおりとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 25 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 24 日告示第 30 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日告示第 32 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日告示第 34 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。